

「(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業環境影響評価方法書」
に対する岩手県知事意見

令和 8 年 7 月 9 日
経済産業大臣あて

本事業は、PAG Renewables 合同会社が岩手県岩手郡岩手町において、最大出力 49,900kW の太陽電池発電所を設置するものである。

本事業においては、大気環境、水環境、動物・植物及び生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、太陽パネルの反射光などの環境要素に係る調査、予測及び評価の手法等に課題がみられる。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講ずるよう、事業者に対し勧告されたい。

記

1 総括的事項

- (1) 環境影響の予測については、これまでの審査会の意見や専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、地元住民及び利害関係者へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

事業実施区域周辺には住居が存在しており、太陽光発電施設の稼働による騒音の影響が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境

太陽光パネルの設置及び既存の池の埋め戻しにより、周辺の水環境への影響が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 動物、植物及び生態系

ア 事業実施区域内の池その他の水域を湿地性鳥類が利用している可能性があることから、鳥類については、すべての水域を任意観察調査の対象とすることを含め、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を行うこと。

イ 植物に係る調査、予測及び評価を行うに当たっては、種子植物及びシダ植物のみならず、大型藻類及び蘚苔類についても調査を行うこと。

ウ 水辺の生物と陸域の動植物は相互に密接した関係であり、池の埋め戻しによる生態系への影響が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を行うこと。

エ 対象事業実施区域及びその周辺には、岩手県自然環境保全指針で定める「優れた自然」の保全区分において、保全区分Bランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、専門家の意見を聞きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を実施した上で、予測及び評価すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域に隣接するゴルフ場について、工事用車両の通行による騒音、太陽光パネルの反射光等による影響が懸念される。

このため、工事の実施、施設が存在及び稼働がゴルフ場に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 反射光

事業実施区域周辺の住居が可視領域に含まれており、太陽光パネルの反射光による影響が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(6) その他

事業に関連して事業区域外に工作物を設置する場合は、周辺環境への影響が懸念されることから、当該工作物の設置事業者との調整及び情報収集に努めること。